

4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う調査を受けようとする者が納める手数料を定めるものとした。(第八条関係)

二 健康保険法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した医療機関や医師等について、保険医療機関や保険医等としての欠格事由及び取消事由の対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二六年法律第八五号)以下、「法」という)を加えるものとした。(附則第二条関係)

三 児童福祉法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した事業者等の指定拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第三条関係)

四 生活保護法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した指定医療機関等の取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第四条関係)

五 社会福祉士及び介護福祉士施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した介護福祉士等の登録拒否や登録の取消しが可能となる対象となる「社会福祉又は保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第五条関係)

六 介護保険法施行令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した事業者等の登録拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第六条及び第七条関係)

七 公益通報者保護法の対象法律に、法を加えるものとした。(附則第八条関係)

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

一定の事由に該当した指定障害福祉サービス事業者等について、指定拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第八条関係)

法律」に、法を加えるものとした。(附則第九条関係)

九 この政令は、法の施行の日(平成二六年一月二十五日)から施行するものとした。

関係)

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百七十五号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十六号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とする。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百七十六号

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とする。

内閣総理大臣 新藤義孝
内閣総理大臣 安倍晋三

内閣総理大臣 新藤義孝
内閣総理大臣 安倍晋三

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

政

令

内閣総理大臣 安倍晋三

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)
第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項に次の一号を加える。

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第二十六条第二項に次の一号を加える。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第三十八条に次の一号を加える。

九 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第十四十二条に次の一号を加える。

十 六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十一条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第二条第一項に規定する再生医療等に関する事項(他局及び他課の所掌に属するものを除く)。

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事項(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)第十五条第一項第七号及び第二項第三号に掲げて改める。

第五十一条第三号中「審査管理課、安全対策課及び監視指導・麻薬対策課」を「医政局及び他課」

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十二平成十七年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十六年三月

四千四百七十万円

この政令は、公布の日から施行する。

附則

防衛大臣 小野寺五典
内閣総理大臣 安倍 晋三

○ 総務省令第六十七号

電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十六号)の一部の施行に伴い、並びに電波法(昭和二十五年法律第二百三十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

(電波法施行規則の一部改正)

第一条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の十五第一項ただし書中「第二号」の下に「第五号の二」を加え、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 法第二百三十三条第二項の規定に基づく総務大臣の権限

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「すべて」を「全て」に改め、同条に次のたゞし書を加える。

ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行なうことができる。

第二十四条の三第一号中「年月日」の下に「(この項のたゞし書の規定により提出された場合に廃止した年月日)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項たゞし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

第三十二条第十三号中「第二十四条の三」を「第二十四条の三第一項」に改める。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)
第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「箇所」の下に「(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む)の見やすい箇所」を加え、「当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものである。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該表示を付すこと)

とが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む)の見やすい箇所)に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線

設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるよう

する方法

第八条の二中「法第三十八条の七第三項」を「法第三十八条の七第四項」に改める。

第二十条第一項第一号中「箇所」の下に「(体
内に植え込まれた又は一時的に留置された状態
で使用される特定無線設備その他の当該表示を
付すことが困難又は不合理である特定無線設備
にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及
び包装又は容器を含む)の見やすい箇所」を加
え、「(当該表示を付すことが困難又は不合理で
あるものとして総務大臣が別に告示する特定無
線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場
所に当該表示を付す方法)」を削り、同条第二項
中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第
二号」に、「特定無線設備に表示を付する場合」
を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み
込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を
「これららの号」に改め、「当該特定無線設備」の
下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三
項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

「二号」に、「特定無線設備に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 法第三十八条の七第二項の規定により表示をするときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付するときは、容易に識別することができるものであること。
一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すこととが困難又は不合理である当該製品については、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法
二 表示を当該適合表示無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所」を加え、「（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品については、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようする方法

では、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所に付する方法

（一）表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「及び第一号」を「から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

6 法別表第四第三号の総務省令で定める陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士とする。

7 前項の陸上特殊無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の判定に限つて行うものとする。

第五条第五項中「及び第一号」を「から第三号まで」に改める。

附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

四号）第四十七条の規定に基づき、職業能力開発促進法第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令

（四号）第四十七条の規定に基づき、職業能力開発促進法第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正する指定試験機関の指定に関する省令（平成十
つに改正する。

四、厚生労働大臣 田村 憲久

四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正及び第十四の二中機械保全の項を削る。

（一）開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十
二十三番地三）に改め、同表ビル設備管理の項の次